

# 児童相談体制等検討会 今年度の検討・取組事項概要

資料1

< 令和4年度検討会開催実績 >

検討部会1回（6月）、検討会2回（11月、2月）オンライン

| 検討・取組事項の柱   | 検討・取組事項概要   |
|-------------|---|
| 1 人事交流の強化   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 区市町村職員の都への長期派遣受入の実施</li> <li>② 区市町村職員の都への短期間の実習実施（子供家庭支援センター職員が、管轄の児童相談所で実務を経験）</li> </ul>   |
| 2 人材育成の連携   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 東京都児童相談所職員研修の区市町村への開放科目拡大</li> <li>② 経験や職種に応じて実践的な合同研修の充実</li> <li>③ 研修のオンライン化や市町村部での研修開催</li> <li>④ トレーニングセンターの運用開始</li> </ul>  |
| 3 保護者支援の協働  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 研修の実施（子供との関わり方を保護者へ指導する技法の集合研修）</li> <li>② 児童心理司と心理専門支援員の連携（定期的に連絡会を開催し意見交換を実施）</li> </ul>   |
| 4 保有施設の活用   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 連携強化学業の実施（都児相に管理職を含めた区市町村職員を派遣をするなど連携を強化）</li> <li>② 新宿区との共同モデル（区の施設を活用し、都の児童相談所の一時保護所として活用するとともに人材育成の場としても活用）</li> <li>③ 練馬区のサテライトオフィスにおける通告の振り分けを実施</li> <li>④ 台東区・中央区、渋谷区との共同モデル（区の子供家庭支援センター内に都児相のサテライトオフィスを設置し連携を強化）</li> </ul> |
| 5 情報共有方策の検討 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 東京ルールで定めているリスクアセスメントシートを基に開発した東京都版リスク評価アプリの改善</li> <li>② 国が構築する「要保護児童等に関する情報共有システム」の活用</li> </ul>  |
| 6 東京ルール     | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 口頭通告試行に伴う運用状況の確認</li> <li>② 区市町村送致等の運用状況の確認</li> </ul>   |
| 7 児童福祉法等改正  | <p>法改正等を踏まえた相談体制のあり方（児童相談所管轄区域、「こども家庭センター」）</p>   |
| 8 その他       | <p>特別区児童相談所運営状況の共有</p>  |

# 人事交流の強化

## 方向性

職員育成、相互理解を進めるため都と区市町村の人事交流を検討

### 取組事項①

区市町村職員の都への長期派遣受入の実施

| 年度   | 児童福祉司 | 児童心理司 | 児童福祉司<br>(中堅) | 一時保護所<br>職員 | 事務職員 | 合計  |
|------|-------|-------|---------------|-------------|------|-----|
| 令和2年 | 41    | 15    | 4             | 19          | 6    | 85  |
| 令和3年 | 42    | 18    | 6             | 31          | 8    | 105 |
| 令和4年 | 36    | 15    | 3             | 21          | 1    | 76  |

### 来年度の取組

- 来年度も区市町村職員の都への長期派遣受入を継続 ※以下予定人数は2/2時点

| 年度       | 児童福祉司 | 児童心理司 | 児童福祉司<br>(中堅) | 一時保護所<br>職員 | 事務職員 | 合計 |
|----------|-------|-------|---------------|-------------|------|----|
| 令和5年(予定) | 28    | 17    | 1             | 16          | 2    | 64 |

# 人事交流の強化

## 取組事項②

区市町村職員の都への短期間の実習実施（子供家庭支援センター職員が管轄の児童相談所で実務を経験）

| 対象           | 子供家庭支援ワーカー及び虐待対策ワーカー   | 心理専門支援員                                     |
|--------------|--|---|
| 目的           | 児童相談所についての理解を深め、児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化を図るとともに、一連の対応を経験することで、相談対応力を強化し、子供家庭支援センター職員としての能力向上を図る |   |
| 内容<br>※5日間程度 | 児童福祉司の業務（援助方針会議やブロック会議等への参加、その他面接同席・施設訪問など）  | 児童心理司の業務（援助方針会議等への参加、愛の手帳判定に同席、グループケアの見学など） |
| 申込人数         | 83名（前年度58名）  | 28名（前年度23名）                                 |
| 備考           | 新型コロナウイルス感染症等の影響により一時保護所での研修は未実施（一部の所は実施）  |   |

### 来年度の取組

- 来年度も引き続き、子供家庭支援ワーカー及び心理専門支援員に対する短期間の実習を実施
- 実習の内容等については、アンケートや感染症等の状況を踏まえ検討

# 人材育成の連携

## 方向性

都と区市町村の合同研修充実等の検討

## 取組事項

東京都児童相談所職員研修における研修開放や合同研修の充実

### 【合同研修実施状況】

| 研修名  | 研修内容   | 実施日等                 | 参加者数 |
|--|--|----------------------|------|
| 児童相談所・子供家庭支援センター合同研修<br>(児童福祉司3年目・虐待対策ワーカー等研修) | 各受講生が、児童相談所と子供家庭支援センターが協働した好事例や検討を要した事例等を持ち寄り、グループ討議を実施。 | 令和4年10月20日<br>実施     | 19人  |
| 児童相談所・子供家庭支援センター合同研修<br>(新任研修)                 | ロールプレイを実施(予定)  | 令和5年3月3日、13日<br>実施予定 | —    |
| 児童相談所・子供家庭支援センター合同研修<br>(中上級研修)                | 事例検討を実施(予定)  | 令和5年3月6日<br>実施予定     | —    |

※新型コロナウイルス感染症対応により会場参加者数が限られたことから都職員向けの科目開放は未実施

### 来年度の方向性

- 引続き区市町村職員への研修開放や合同研修を設定
- 感染症等の状況を踏まえ、順次、科目開放拡大を検討
- トレーニングセンターでの区市町村、区児童相談所との連携を検討

# 保護者支援の協働

## 方向性

区市町村の保護者支援に児童相談所の専門的機能の活用や協働を検討

### 取組事項①

- ① 区市町村職員を対象とする「子供との関わり方を保護者へ指導する技法」についての集合研修実施  
保護者等との個別面接時に活用できる技法について学び、指導力・対応力の向上を目指す（「Good Communication Model」）  
■回数：3月3日開催予定（募集中）

### 取組事項②

- ② 児童心理司と心理専門支援員の連携（定期的に連絡会を開催し意見交換を実施）  
児童相談所の児童心理司と管轄の子供家庭支援センター心理専門支援員が一同に会し、心理的側面から意見交換を行う  
■回数：各児童相談所で開催（申込人数69名・31自治体） ※児童相談所職員除く・速報値

### 来年度の方向性

- 来年度も引き続き集合研修、連絡会を実施。内容についてはアンケートを踏まえ検討

# 保有施設の活用

## 方向性

区市町村の保有施設での一時保護や児童相談所の拠点設置の検討

### 取組事項①

連携強化学業の実施（都の児童相談所に管理職を含めた区市町村職員を派遣するなど連携を強化）

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 令和5年度 | 新宿区・墨田区・練馬区・台東区・大田区5区で実施予定（2/20時点） |
| 令和4年度 | 新宿区・墨田区・練馬区・台東区・大田区5区で実施           |
| 令和3年度 | 新宿区・墨田区・練馬区・台東区・大田区5区で実施           |
| 令和2年度 | 港区・新宿区・墨田区・中野区・練馬区・台東区6区で実施        |

### 取組事項②

新宿区との共同モデル（区の施設を活用し、都の児童相談所の一時的保護所として活用するとともに人材育成の場としても活用）

|       |                |
|-------|----------------|
| 所在地   | 新宿区            |
| 施設    | 敷地456.62㎡ 地上3階 |
| 運用開始  | 令和3年6月         |
| 借上げ期間 | 令和3年3月～令和6年3月  |
| 定員    | 12名            |

# 保有施設の活用

## 取組事項③

- 練馬区子ども家庭支援センター内に都児童相談センターのサテライトオフィスを設置 令和2年7月～
- 虐待通告内容に応じて初期対応機関を決める通告振り分けを試行的に実施 令和3年8月～

### 振り分けの概要

定期的に合同の通告受理会議（オンライン）を開催し、より適切な支援につながるよう、内容に応じて対応機関を決める通告の振り分けを実施

※振り分けに当たっては虐待の重篤度や緊急性を示す独自の12項目のチェックリストを利用



### 実施状況

振り分け会議実績（R5.1月末時点）

|               | R3年度<br>(R3.8.27～R4.3.31) | R4年度<br>(R4.4.1～R5.1.31) |
|---------------|---------------------------|--------------------------|
| 実施回数<br>(開催率) | 28回／59回<br>(47%)          | 25回／85回<br>(29%)         |

- ・ 振り分け会議は週2回設定しているが、対象ケースがない場合もあるため開催率は約3～5割
- ・ 振り分け会議での都から区への振り分け（区送致）は平均月7件程度
- ・ 区から都への振り分け件数は、本振り分けによらず児童相談所送致が行われるため限定的

# 保有施設の活用

## 取組事項④

台東区・中央区との共同モデル 令和3年12月9日開始  
(台東区子ども家庭支援センターに都の児童相談所のサテライトオフィスを設置し連携を強化)

渋谷区との共同モデル 令和4年4月21日開始  
(渋谷区子ども家庭支援センターに都の児童相談所のサテライトオフィスを設置し連携を強化)

(効果)

- ・ 執務環境が近接になったことにより、日常的な都区職員の情報共有が可能
- ・ 児童相談所ケースは、面接場所の距離が自宅から近くなったため、相談者の負担が軽減
- ・ 必要に応じ、児童相談所・子供家庭支援センター双方の面接や訪問に同席することにより、ケース引継ぎが円滑化
- ・ 虐待通告時に、拠点から出動することにより、移動時間が短縮し、迅速な対応に寄与



情報共有



面接実施

## 来年度の方向性

- 引続き通告振り分けについて取組状況を共有
- 引続き各サテライトオフィスにおける連携を進め、取組状況を共有
- 新宿区子ども総合センター分室を都児童相談センター内に設置

分室設置の目的（新宿区予算案より引用） 参考資料1「新宿区5年度予算案〈抜粋〉子ども総合センター分室の設置」

- ・ 都区合同で虐待のリスクを評価し、どちらが対応すべきケースなのかを速やかに振り分けることで対応の迅速化を図る。
- ・ リスクに応じて、対応を適切に判断できる職員を育成することで、区児童相談所設置に向けた職員のスキルアップを図る。

# 情報共有方策の検討

## 方向性

都と区市町村の共通のリスク評価ツール「リスク評価アプリ」や「要保護児童等に関する情報共有システム」の導入及び活用の検討

### 取組事項①

「リスク評価アプリ」の活用

【現状】令和3年度に試行実施した結果を踏まえ、リスク評価アプリの改修を実施

【課題】国がAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツール（以下「AIを活用した全国統一ツール」という。）を令和6年度に全国児童相談所に供与開始する予定。都のリスク評価アプリと機能や考え方が類似していることから、都が開発したアプリとの整理が必要

### 取組事項②

・国が構築する全国要保護児童等情報共有システムの導入状況、意向調査（R4.7時点）

「導入している」9団体

「導入に向けて準備中」9団体

「検討中」25団体

「導入する予定はない」14団体

「未回答」5団体

#### 【導入に当たって課題としてあげられたもの】

- ・個人情報取り扱いの法的根拠
- ・既存システムとの連携(情報セキュリティやフォーマットの違い)
- ・導入自治体の少なさ

## 来年度の方向性

【リスク評価ツール】国の「AIを活用した全国統一ツール」の開発状況を踏まえ、東京ルールにおけるリスクアセスメントシート及び共通ICTツールについて検討

【情報共有システム】  
・国に対し、法的根拠の整理、国システムの改修及びシステム改修経費補助の継続を要望  
・区市町村の導入状況、意向を調査するとともに、都の運用状況等を適宜情報提供

# 東京ルールについて

## 方向性

東京ルールの運用について、本検討会を通じて検討

## 取組事項

- ・ 区市町村送致（令和元年10月開始）の運用状況について、本検討会で意見交換・情報共有  
⇒今年度、検討部会を1回しか開催できなかったことから未実施
- ・ 口頭通告の試行  
「少年警察活動規則の一部を改正する規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）」が施行され、今年度は、身柄を伴わない通告（要保護・児童虐待）は原則としてすべて口頭通告（電話）として試行  
⇒警察が事案を認知してから通告されるまでの日数が短縮されたことにより、児童相談所及び区市町村が迅速に対応ができるようになった。

## 来年度の方向性

- 次年度の検討部会において、区市町村送致（令和元年10月開始）の運用状況について、本検討会で意見交換・情報共有
- 令和5年4月から口頭通告の本格実施。一定の条件を満たす場合には書類通告も可能。  
区市町村送致においては今年度の試行状況とは基本的な変更なし
- 国の「AIを活用した全国統一ツール」の開発状況を踏まえ、東京ルールにおけるリスクアセスメントシート及び共通ICTツールについて検討【再掲】

# 多摩地域の児童相談所管轄区域について（素案）

## □ 管轄区域見直しの考え方

- ・ 国の基準※を踏まえ、市町村等と緊密な連携を図る観点から、管轄人口の適正化を図る。
- ・ 市町村はもとより、利用者の利便性向上を図る観点から、鉄道沿線等の交通利便性に配慮する。
- ・ 虐待相談対応を行う上で警察との緊密な連携が重要なことから、警察署の管轄区域との整合性に留意する。
- ・ 児童相談所と各市町村の子供家庭支援センター、要保護児童対策地域協議会等と一層連携がしやすくなるよう地区割を行う。
- ・ 新設区域における児童相談所の設置場所等については、令和5年度以降、検討。併せて、よりきめ細かな相談体制の整備に向け、サテライトオフィス等の設置についても検討する。

## 再編後の姿

| 児童相談所名           | 再編後   |      |   |
|------------------|---|------|---|
|                  | 考え方等  | 人口   | 管轄自治体   |
| 立川               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管轄人口や自治体数を適正化</li> <li>・ 地理的条件を考慮</li> <li>・ 西多摩8市町村を他児相へ移管、近接3市を編入</li> </ul> | 72万人 | 立川市、昭島市、国立市<br><u>東大和市、武蔵村山市【小平から】</u><br><u>日野市【八王子から】</u> |
| 小平               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管轄人口や自治体数を適正化</li> <li>・ 他児相へ4市を移管</li> </ul>                                  | 75万人 | 小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市                                     |
| 八王子              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管轄人口を適正化</li> <li>・ 地理的条件、交通利便性等を考慮</li> <li>・ 他児相へ2市を移管</li> </ul>            | 56万人 | 八王子市  |
| 多摩               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通利便性等を考慮</li> <li>・ 現在の管轄を維持</li> </ul>                                       | 82万人 | 府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市   |
| 【新規】<br>西多摩(仮称)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立川児相から8市町村を移管</li> </ul>   | 38万人 | <u>青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町【立川から】</u>            |
| 【新規】<br>町田(仮称)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八王子児相から移管</li> </ul>   | 43万人 | <u>町田市【八王子から】</u>   |
| 【新規】<br>多摩中部(仮称) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管轄人口や交通利便性等を考慮</li> <li>・ 小平児相から2市、杉並児相から2市を移管</li> </ul>                      | 59万人 | <u>小金井市、国分寺市【小平から】</u><br><u>武蔵野市、三鷹市【杉並から】</u>             |

| (参考) 現状 |   |
|---------|---|
| 人口      | 管轄自治体   |
| 75万人    | 立川市、昭島市、国立市、 <u>青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町</u>                 |
| 115万人   | 小平市、 <u>小金井市</u> 、東村山市、 <u>国分寺市、東大和市</u> 、清瀬市、東久留米市、 <u>武蔵村山市</u> 、西東京市 |
| 118万人   | 八王子市、 <u>町田市、日野市</u>  |
| 82万人    | 府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市   |

※令和3年7月に公布された政令では、児童相談所の所管区域の人口は「基本としておおむね50万人以下」とされ、併せて発出された国通知において、おおむね50万人の規定は、管轄人口20万人から100万人までの範囲が目安とされている。

※ 再編後及び現状の管轄自治体のうち、下線の自治体は児相の管轄が変更となる自治体である。

# 多摩地域の児童相談所管轄区域（素案）

西多摩児童相談所（仮称）

小平児童相談所

立川児童相談所

八王子児童相談所

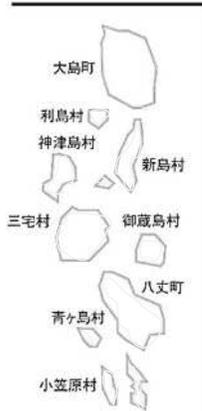
町田児童相談所（仮称）

多摩中部児童相談所（仮称）

多摩児童相談所

・凡例

- … 現杉並児童相談所(91万人) 管轄区域
- … 現八王子児童相談所(118万人) 管轄区域
- … 現多摩児童相談所(82万人) 管轄区域
- … 現立川児童相談所(75万人) 管轄区域
- … 現小平児童相談所(115万人) 管轄区域
- … 新たな管轄区域案



□ 児童相談所ごとの管轄人口

| 都立児童相談所  | 管轄人口 |
|----------|------|
| 立川児童相談所  | 72万人 |
| 小平児童相談所  | 75万人 |
| 八王子児童相談所 | 56万人 |
| 多摩児童相談所  | 82万人 |

| 都立児童相談所    | 管轄人口 |
|------------|------|
| 西多摩児相（仮称）  | 38万人 |
| 町田児相（仮称）   | 43万人 |
| 多摩中部児相（仮称） | 59万人 |

\* 児童相談所管轄内の管轄人口は「住民基本台帳による世帯と人口」（令和4年8月1日現在）

## 多摩地域の児童相談所管轄区域に関する追加意見

資料2-2

11/28の検討会后、管轄区域に関して6月実施のアンケートに追加して以下のご意見をいただきました。

| 自治体名 | 内 容  |
|------|--|
| 立川市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の人口（100万人超かどうか）に留まらず、面積（移動距離や所要時間）、リスクを左右する統計（ひとり親率、未就園率、生活保護率等）データもご参照のうえ、慎重かつ前向きに、児童相談所管轄区域の細分化をご検討いただきたい。</li> <li>・児童相談所への経験豊富な適材配置について、なお一層ご配慮いただきたい。</li> <li>・市町村が配置する虐待対策コーディネーターの人材確保に、なお一層ご協力いただきたい。</li> </ul>  |
| 青梅市  | <p>立川児童相談所の管轄区域にある西多摩区域については、人口は多くなくとも移動に時間を要する広範囲な区域であることを鑑み、今節の児童相談所の新設を含めた管轄区域の見直し等の検討にあたっては、ぜひ青梅市に児童相談所の設置を希望いたします。</p>  |
| 町田市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市では、児童虐待等の相談件数が、2017年度の497件から2021年度には1159件と増加すると共に、対応の困難性や緊急性が高まり、支援機関の連携強化による更なる迅速な対応が求められています。</li> <li>また、市民や議会からの児童相談所設置の希望も多く、令和4年定例会においては、第1回、2回、4回に一般質問等がありました。</li> <li>・多摩地域における都立児童相談所の新規設置の検討に際しては、町田市内への設置を強く要望するとともに、設置場所の提案等の協力を行ってまいります。</li> </ul> |
| 小平市  | <p>小平児童相談所管内の人口は115万人を超えているとともに、9市と広範囲を管轄していることから、児童福祉司の負担が大きいと推察される。</p> <p>また、小平児童相談所管内の人口は30年後においても100万人を超える見込みであり、児童福祉司の負担軽減を図るために、管轄区域の見直しが必要と考える。</p> <p>なお、管轄区域の見直しに当たっては、区における児童相談所設置を踏まえ、多摩地域への児童相談所の増設や児童福祉司の増員など、市町村の子ども家庭支援センターへの支援強化の観点で検討をお願いしたい。</p>  |

| 自治体名  | 内 容  |
|-------|--|
| あきる野市 | <p>設置案について、本市も青梅市のアンケート意見と同様で、児童相談所との距離を勘案し、ご検討いただきたい。</p> <p>案として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西多摩地区（青梅市）にサテライトオフィスの設置する</li> <li>・立川児相の管轄を立川、国立、昭島の3市とし青梅、羽村、福生、あきる野、奥多摩、瑞穂、日の出、檜原の西多摩を管轄する児相を設置する</li> </ul> <p>以前、児相の児童福祉司が定期的（週1回だったと思います）に市に1日いてくれたことがあり、連携が取りやすかったことがあります。管轄の見直しと共に、児童福祉司と市町村連携も検討いただきたいと思います。</p> |
| 奥多摩町  | <p>立川児童相談所の所管は、広域であり、また、市町村数も多いことも要因となり、当町における対応で、立川児童相談所職員の来町が急ぎょ欠席、延期となることも少なからずあることから、西多摩圏域内での相談所の設置を強く要望いたします。</p>   |

## 調査委託の概要

### 【概要】

- 令和5年3月末を目途に、多摩地域の児童相談所管轄区域を決定する予定
- 令和5年度は、3箇所の新たな管轄区域において児童相談所設置につなげる適地調査委託を実施する

### 【業務内容】

- 候補地について、求められる施設の整備が可能かどうかを検討し、適切な用地を選定するための判断材料とする
  - (ア) ボリュームチェックと図面作成
    - 各候補地にかかる法令や容積率等から、設置可能な施設規模を算出する
  - (イ) 施設の整備工程の検討
    - 上記における計画～設計～工事の工程を検討する

### 【R5 予算額】

委託料 5,000千円

## 【基本的な考え方】

- ・年々深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するためには、都と区市町村が連携し、児童相談体制を一層強化することが重要
- ・都児童相談所においては、人員増をはじめ体制強化を図るとともに、児童相談所の新設等により、よりきめ細かな相談体制の整備を推進
- ・区立児童相談所の設置が進められているものの、緊急性や重要性を鑑み、サテライトオフィスの設置や都児童相談所への子供家庭支援センター分室設置などもあわせ、区市町村との連携により相談体制を強化
- ・児童相談を担う人材の配置・育成や予防的支援の取組についても区市町村への支援を実施

## 区市町村の体制強化に向けた支援

### ■児童虐待の予防的支援体制の強化

予防的支援推進とうきょうモデル事業の実施（R3～R5）、とうきょう子育て応援パートナー制度の実施（R4～）（**拡充**）

### ■ヤングケアラー支援の体制強化（**新規・拡充**）

関係機関合同研修の実施、支援推進協議会の設置・運営、コーディネーター配置促進支援、相談支援体制の整備

### ■区市町村における虐待対応力の強化

- ・研修派遣職員の計画的な受け入れ、子供家庭支援センター職員への研修実施など
- ・虐待対策コーディネーターの増員への支援拡大（**拡充**）、虐待対策ワーカー業務の一部を民間委託する取組の支援（**新規**）、ショートステイの実施体制を強化する取組の支援（**新規・拡充**）等

## 都と区市町村との連携強化

### ■区児童相談所との連携強化

都と区が連携した人材育成の方策の検討、児童養護施設等の広域利用、区児童相談所設置に向けた長期派遣受入れ

### ■区市町村との連携の仕組みの推進・充実

都児童相談所のサテライトオフィス設置、都児童相談所内への子供家庭支援センター分室設置など

### ■児童相談体制の強化に向けた協議

都・区市町村による児童相談体制等検討会の実施

## 都児童相談所の体制強化

### ■多摩地域の児童相談所管轄区域見直し

多摩地域における児童相談所3か所新設を含む管轄区域の見直し（**新規**）

### ■都児童相談所の人員・組織体制の強化

児童福祉司（36名増）・児童心理司（21名増）の計画的な増員（**拡充**）、管理職増員によるマネジメント力の強化（部長級所長4所）（**拡充**）、トレーニングセンター等による人材育成

### ■都児童相談所の一時保護部門の体制拡充

一時保護所の増設（練馬区内、立川市内）（**新規**）、民間事業者を活用した一時保護事業（3か所）の展開（**新規**）

現状・課題

- 区市町村における児童虐待の相談や支援等の件数は年々増加しており、子供家庭支援センターの**体制強化が急務**
- 増加するケースをきめ細かく**進行管理**するとともに、困難ケース等に適切・迅速に対応するためには、**虐待対策コーディネーター等の増配置**とそのための**計画的なジョブローテーションによる人材育成の促進**が必要
- また、通告受理後の安全確認業務等、**虐待対策ワーカー業務の一部を民間委託**など、**機能分化**の取組に対する支援も必要

新規・拡充内容

1 虐待対策コーディネーター事業【拡充】

- ①**虐待対策コーディネーターの補助基準額引き上げ** 【基準額】 **9, 274千円**（現行6, 042千円）
  - ②**人材育成方針を定め都へ提出することを要件に、**
    - ・**虐待対策ワーカー数に見合う配置がされていない区市町村において、新たに増配置を行う場合、都補助率上乘せ**  
（現行の2分の1から**4分の3**へ）
    - ・**虐待対策コーディネーターの更なる増配置への支援拡大**  
（現行の上限2名を**撤廃**し、3名以上配置する区市町村に対して都補助率上乘せ（現行の2分の1から**4分の3**へ））
- 【主な補助要件】 ≪1名配置の場合≫虐待対策ワーカーを2名以上配置  
 ≪2名配置の場合≫虐待対策ワーカーを4名以上配置  
 ≪**3名配置の場合**≫**虐待対策ワーカーを6名以上配置**  
 （以降、**虐待対策ワーカーを2名増配置するごとに、虐待対策コーディネーター1名を追加で補助**）
- 【期間】 都補助率上乘せは令和5年度から令和7年度までの3か年

2 主任虐待対策ワーカー事業【拡充】

- ・**人材育成方針を定め都へ提出することを要件に、児童人口に見合う配置がされていない区市町村において、新たに増配置を行う場合、都補助率上乘せ**（現行の2分の1から**4分の3**へ）
- 【基準額】 1区市町村当たり **7, 000千円**（児童人口35, 000人以上の自治体は2名まで補助対象）
- 【主な補助要件】 子供家庭支援センターでの相談援助業務経験が3年以上の虐待対策ワーカー
- 【期間】 都補助率上乘せは令和5年度から令和7年度までの3か年

\*人材育成方針とは…人材確保、配置方針、計画的なジョブローテーション、OJT・研修等を盛り込むこと。

3 虐待対策ワーカー業務の委託支援事業【新規】

- 【基準額】 1区市町村当たり **6, 042千円**
- 【主な補助要件】 当該区市町村に虐待対策コーディネーターを1名以上配置すること
- 【補助率】 都：1/2 区市町村：1/2（子供家庭支援区市町村包括補助事業にて実施）
- 【想定される業務】 通告受理後の初期調査、安全確認等の業務

## とうきょう子育て応援パートナー事業

## 国と都の動き

## 【国】

○児童福祉法等改正により、区市町村の子育て支援部門と母子保健部門が一体となり、妊娠期から包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を令和6年度に創設

## 【都】

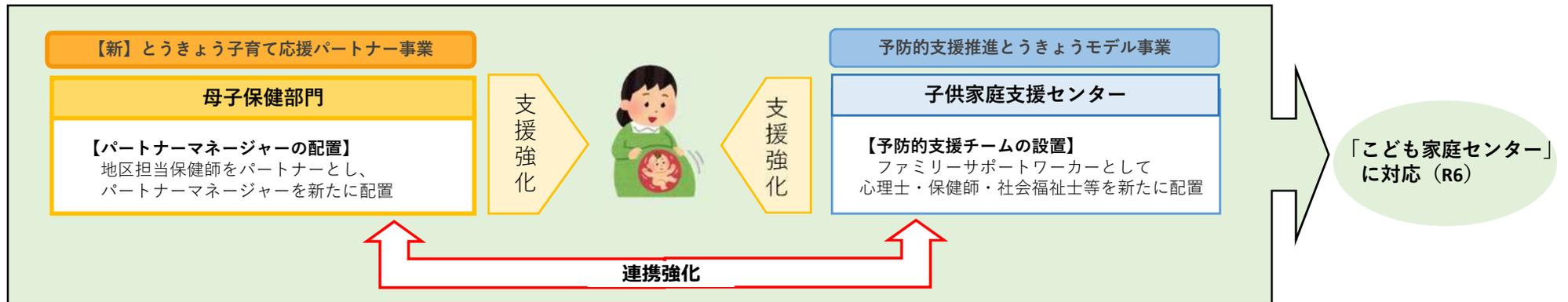
○都は全ての子育て家庭の状況を妊娠期から把握し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を進めるため、「とうきょうママパパ応援事業」を推進（R2～）

○また、国の法改正に先んじて、実効性のある妊娠期からの支援モデルを独自に構築するため、「予防的支援推進とうきょうモデル事業」を開始し、4つのモデル自治体（墨田区、大田区、渋谷区、調布市）の子供家庭支援センターに妊娠期からの支援を行う専任チームを設置（R3～）

☞「こども家庭センター」創設に向けて区市町村を強力に支援するため、とうきょう子育て応援パートナー事業により母子保健部門の体制強化を行う

## 支援体制

★母子保健部門にパートナー・パートナーマネージャーを配置するとともに、子供家庭支援センターと一体的な支援や進行管理ができる体制を構築



## スケジュール

令和4年度にWGを開催し支援スキーム等を検討。令和5年度より人材育成（研修）及び支援を開始。

| R4   | R5                                  | R6 |
|--|-------------------------------------|----|
| <b>【WGの実施】</b><br>活動基盤の整備、支援対象者の検討、アセスメント基準策定、業務マニュアル作成、人材養成プログラム作成等 | <b>【区市町村へ展開】</b><br>人材育成（研修）及び支援の実施 |    |

# とうきょう子育て応援パートナー事業

## 事業概要（令和5年度予算額：358,529千円）

妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートすることで、安心して子育てができる環境を整備。

### ① 母子保健部門と子供家庭支援センター共通のアセスメント基準を策定

科学的根拠に基づいたアセスメント基準を策定し、対象者のニーズを適切に把握するとともに母子保健部門と子供家庭支援センターの連携を強化

### ② パートナーマネージャーの配置

支援状況の進行管理、母子保健部門と子供家庭支援センターとの調整を実施

【基準額】1拠点当たり9,274千円 【補助割合】10/10（事業開始後3年間）

### ③ 心理職等の配置

多職種の職員を配置し、チームで多角的に支援

【基準額】1ケース当たり88千円 【補助割合】10/10（事業開始後3年間）

### ④ 定期的な合同会議による母子保健部門と子供家庭支援センターとの連携

### ⑤ パートナー及びパートナーマネージャーの人材育成

予防的支援や当事者視点に立った支援、ニーズアセスメントの手法について都が研修を実施。共通認識を持って協働するため、子供家庭支援センター職員も受講。

## 支援イメージ



## 令和5年度「ヤングケアラー支援事業」について

令和5年度予算額：307,709千円

## 事業目的

ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化を一層促進するとともに、ヤングケアラーが抱える悩みを相談・共有するための相談支援体制を整備する。

## 施策の方向性

## 取組内容

ヤングケアラー  
把握の強化

## □関係機関合同研修の実施【新規】

○福祉・教育などの関係機関が、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげられるよう、支援マニュアルを活用し、合同研修を実施

## □研修資料の作成【新規】

○区市町村が主体的に研修を企画・実施できるよう研修用資料（動画等）を作成配布

多機関連携の  
促進

## □ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営【新規】

○各関係機関の代表者等を集めた協議会を設置し、ヤングケアラー支援にかかる多機関連携の体制を強化するための支援策を検討（年2回程度）

## □ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進支援【新規】

(1)ヤングケアラー・コーディネーター研修

・コーディネーターの質の向上を図るため、コーディネーターの役割等について、事例検討等を活用した研修を実施

(2)コーディネーター配置促進事業（上記研修の受講を要件）

≪国庫補助基準額≫ 特別区：11,291千円 市町村：6,312千円（国2/3 区市町村1/3）

・市町村の基準額を特別区と同額に引き上げ：6,312千円→**11,291千円**

・区市町村の負担割合：1/3→**1/6へ軽減**（R5～7年度）

相談しやすい  
環境の整備

## □ヤングケアラー相談支援等補助事業【拡充】

○ピアサポート等の悩み相談、家事支援ヘルパー派遣等を行う団体、悩みや経験を共有するオンラインサロンを設置運営する団体を支援



## 現状・課題

- 令和3年12月 子供家庭支援センターの体制等検討WGを開催し、課題を共有（利用者の多様なニーズに応じた受け入れ体制の確保）
- 令和4年 2月 安心こども基金による専従職員配置補助等、法改正を見据えた補助金制度の創設（国）
- 令和4年 6月 児童福祉法改正案が国会で可決され、令和6年度から子育て短期支援事業において「利用勧奨及び措置」及び「保護者支援」が実施可能となったことで、要支援家庭を対象としたショートステイが法的に位置づけられた。

これまでの利用者に加え、「法改正」に伴い需要増が見込まれる中、利用者の多様なニーズに応じた体制の確保や要支援家庭への対応を強化するため、既存の事業(要支援ショート及びショートステイの拡充)を含めた実施体制の充実を図る。

## 国の拡充内容

## 令和5年度 新規・拡充事項

安心こども基金（令和3年度補正 新規）  
（法改正を見据えた事業創設）

### 専任人員配置（固定）

- 専従職員の配置に要する費用の支援を行う事業（1施設あたり 6,433千円）

### ・親子入所等支援

- レスパイトケアとあわせて、子供の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間入所させ、支援を行う事業

### ・入所希望児童支援

- 保護者の育児放棄や過干渉等により、一時的な避難を希望する子供を短期間受け入れ、支援を行う事業

子ども・子育て支援交付金（既存）

- ・実績に応じた補助
- ・児童の付き添い実績に応じた補助

○国の法改正を見据えた補助金制度に加え、都独自に子育て短期支援事業のさらなる充実を図る。

### 1 要支援家庭への対応強化

- ①ショートステイ支援員の補助基準額の引き上げ 基準額**6,433,000円**（現行6,042,000円）補助率 1/2
- ②ショートステイ支援員の配置要件を緩和  
従来の「児童福祉司任用資格」に加え「子育て支援員 研修を受講した者（地域子育て支援コース）」及び「実施施設において対外調整の経験があるFSW等の施設職員」を配置要件に追加
- ③要支援家庭への対応加算の新設：基準額**8,000円** 補助率 1/2  
子ども・子育て支援交付金の補助基準額（1日あたり）に8,000円を上限に上乗せし、要支援家庭の受入日数に応じて、自治体の負担額を補助

### 2 個別対応を有する児童への受入体制の強化

- アレルギーや発達障害等、個別対応が必要な児童への対応加算：基準額**16,700円** 補助率 1/2  
子ども・子育て支援交付金の補助基準額（1日あたり）に対し、実施施設への支払額について、16,700円を上限に上乗せを実施する場合に、自治体の負担額を補助  
※個別支援を要する児童の受入れが難しい場合において、子育て短期支援事業に従事する職員とは別に、当該児童の個別対応のために職員を加配する体制を整備することが補助要件

### 3 2歳未満児の受け入れ先を確保するため、整備費を補助するとともに協力家庭の活用を促進

- ①保育所等の施設整備に関する経費を補助(事業者負担分を都が負担)  
国 2/3、 区市町村 1/12、 東京都 1/4
- ②2歳未満児の受入も補助対象に拡大（協力家庭の活用）：2歳未満児基準額**3,090円** 補助率 1/2  
子ども・子育て支援交付金の補助基準額8,650円に対し、3,090円を上限に上乗せを実施する場合に、自治体の負担額を補助

# 安心こども基金創設に伴う、ショートステイの拡充（常時確保）及びショートステイ支援員の整理について

## 概要

令和4年2月 法改正を見据えた補助金制度として、子育て短期支援事業における専従職員配置に係る補助を創設（国）

<安心こども基金（国）：子育て短期支援臨時特例事業 専従人員配置支援>

- ◆事業内容：子育て短期支援事業の専従する職員を配置し、正当な理由無く、子育て短期支援の利用を断らない施設に対して、**専従職員の配置に要する費用の支援**を行う。
- ◆補助基準額：1施設当たり年額**6,433,000円**
- ◆補助率：国1/3 都1/3 区市町村1/3

専従職員と、ショートステイ支援員（以下、「支援員」という）及びショートステイの拡充（常時確保）に関して、以下のとおり整理する。

## 整理内容

<安心こども基金「専従人員配置支援」の留意事項>

- 区市町村においては、子育て短期支援事業を委託する乳児院、児童養護施設や母子生活支援施設等の施設から、専従人員の名簿の提供を受ける等、専従人員配置支援に該当することの確認を行う。
- 同一施設における他自治体の専従職員の配置状況についても、上記の施設に確認を行い、補助基準額の按分等、適切に行う。

## 要支援ショートステイ事業

- 支援員を1名配置する場合には、安心こども基金の専従人員配置支援に申請
- 支援員を2名以上配置する場合には、都の要支援ショートステイ事業に申請可能
- 支援員以外が要支援ショートステイ事業を行う場合には、対応実績に応じた加算の申請が可能

※支援員の基準額引き上げとともに、配置要件に「実施施設において対外調整の経験があるFSW等の施設職員」を追加

- ◆事業内容：**支援員を1名以上施設に配置**し、区市町村が必要と判断した家庭に対して施設において、養育生活指導並びに発達及び行動観察を行うとともに、保護者支援を行う。
- ◆補助基準額：1施設当たり年額**6,433,000円**（現行6,042,000円） ◆補助率：都：1/2 区市町村1/2

## ショートステイ事業の拡充（常時確保）

従来どおり、ショートステイの当日受け入れを可能とする体制を整備する自治体に対し、**利用枠を常時確保するための経費を補助**（国事業（専従人員配置支援）にかかる経費を除く）

- ◆事業内容：ショートステイの当日受け入れを可能とする体制を整備する自治体に対し、**利用枠を常時確保するための経費を補助**
- ◆補助基準額：2歳未満児、慢性疾患児 （1枠あたり年間）3,158千円 - （利用日数×8.65千円）  
2歳以上児 （1枠あたり年間）1,731千円 - （利用日数×4.74千円）
- ◆補助率：都：1/2 区市町村1/2

## 事業目的

子育て短期支援事業における乳幼児(2歳未満児)の受け皿を確保するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用の一部を補助することにより、安定的な提供体制の整備を推進するとともに、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

## 事業内容

## 1 事業内容

児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設(以下、施設という。)において、子育て短期支援事業を実施するための専用の居室を整備するための費用の一部を補助する。

## 2 事業の実施主体

区市町村

## 3 整備対象施設の設置主体(事業者)

区市町村又は区市町村が適当と認めた者

## 4 補助基準額

「安心こども基金管理運営要領」の別添35に準ずる

## 5 補助率

国 2/3、 区市町村 1/12、 事業者 1/4

(東京都が国事業の事業者分を負担。事業者分を都が負担する場合は、2歳未満児の受入整備のみ適用。)

## &lt;補助イメージ&gt;

|  |              |            |
|--|--------------|------------|
| 国<br>2/3   | 区市町村<br>1/12 | 事業者<br>1/4 |
|  |              |            |
| 国<br>2/3   | 区市町村<br>1/12 | 都<br>1/4   |

# 特別区児童相談所の運営状況について①

資料9

## 1 概要

|                                 | 世田谷区                      | 江戸川区                       | 荒川区                       |
|---------------------------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 開設年月                            | 令和2年4月                    | 令和2年4月                     | 令和2年7月                    |
| 児童福祉司・児童心理司<br>配置人数(R4. 4. 1現在) | 児童福祉司44名<br>児童心理司21名      | 児童福祉司44名<br>児童心理司19名       | 児童福祉司26名<br>児童心理司15名      |
| 一時保護所                           | 児相と別整備<br>定員26名(幼児6、学齢20) | 児相と一体整備<br>定員35名(幼児7、学齢28) | 児相と一体整備<br>定員10名(幼児2、学齢8) |
| 子ども家庭支援センター                     | 児相と別整備                    | 児相と一体型<br>(支援係が子家セン機能)     | 児相と一体型<br>(在宅支援係が子家セン機能)  |

## 2 相談受付件数及び一時保護人数(令和4年4月1日～12月31日) ※速報値のため今後変動の可能性有

|                    |        | 世田谷区           | 江戸川区           | 荒川区        |
|--------------------|--------|----------------|----------------|------------|
| 相談受付件数<br>(うち虐待相談) | 4-6月   | 675件(520件)     | 995件(496件)     | 275件(114件) |
|                    | 7-9月   | 514件(383件)     | 935件(487件)     | 264件(117件) |
|                    | 10-12月 | 591件(444件)     | 788件(400件)     | 257件(148件) |
|                    | 合計     | 1,780件(1,347件) | 2,718件(1,383件) | 796件(379件) |
| 一時保護人数<br>(うち身柄通告) | 4-6月   | 46人(14人)       | 74人(34人)       | 19人(3人)    |
|                    | 7-9月   | 37人(7人)        | 69人(41人)       | 10人(3人)    |
|                    | 10-12月 | 42人(18人)       | 71人(29人)       | 26人(7人)    |
|                    | 合計     | 125人(39人)      | 214人(104人)     | 55人(13人)   |

# 特別区児童相談所の運営状況について②

## 1 概要

|  | 港区                        | 中野区                       | 板橋区                        |
|--|---------------------------|---------------------------|----------------------------|
| 開設年月   | 令和3年4月                    | 令和4年4月                    | 令和4年7月                     |
| 児童福祉司・児童心理司<br>配置人数(R4. 4. 1現在)<br>※板橋区はR4. 7. 1現在 | 児童福祉司23名<br>児童心理司14名      | 児童福祉司25名<br>児童心理司13名      | 児童福祉司33名<br>児童心理司19名       |
| 一時保護所  | 児相と一体整備<br>定員12名(幼児4、学齢8) | 児相と別整備<br>定員12名(幼児2、学齢10) | 児相と一体整備<br>定員30名(幼児6、学齢24) |
| 子ども家庭支援センター  | 同じ建物だが別組織                 | 児童相談所と一体型                 | 児相と一体型<br>(支援課が子家セン機能)     |

## 2 相談受付件数及び一時保護人数(令和4年4月1日～12月31日) ※速報値のため今後変動の可能性有

|                    |        | 港区         | 中野区          | 板橋区          |
|--------------------|--------|------------|--------------|--------------|
| 相談受付件数<br>(うち虐待相談) | 4-6月   | 314件(217件) | 384件(254件)   | —            |
|                    | 7-9月   | 348件(250件) | 352件(209件)   | 751件(448件)   |
|                    | 10-12月 | 326件(249件) | 372件(237件)   | 452件(290件)   |
|                    | 合計     | 988件(716件) | 1,108件(700件) | 1,203件(738件) |
| 一時保護人数<br>(うち身柄通告) | 4-6月   | 14人(6人)    | 40人(6人)      | —            |
|                    | 7-9月   | 12人(2人)    | 31人(7人)      | 55人(22人)     |
|                    | 10-12月 | 13人(6人)    | 31人(6人)      | 45人(18人)     |
|                    | 合計     | 39人(14人)   | 102人(19人)    | 100人(40人)    |

## 【検討事項】

### 1 法改正等を踏まえた相談体制のあり方（「こども家庭センター」、児童相談所管轄区域など）

- こども家庭センターの準備状況や課題、都児童相談所新設に関する進捗状況の共有等

### 2 東京ルールに関する検討

- 区市町村送致（令和元年10月開始）の運用状況について、本検討会で意見交換・情報共有
- 国の「AIを活用した全国統一ツール」のリスクアセスメント及び情報共有への活用方法等について検討

### 3 人材育成の連携

- 都と区市町村が連携した人材育成の方策の検討

### 4 特別区児童相談所運営状況の共有

- 特別区児童相談所開設後の運営状況を東京都全体で共有

## 【スケジュール（案）】 ※取組事項についても引続き実施

|                     | R5.4 | R5.5         | R5.6        | R5.7 | R5.8 | R5.9 | R5.10        | R5.11 | R5.12 | R6.1 | R6.2 | R6.3 |
|---------------------|------|--------------|-------------|------|------|------|--------------|-------|-------|------|------|------|
| 検討会・部会              |      |              | 部会          |      |      |      | 部会           |       |       | 部会   | 検討会  |      |
| 1 法改正を踏まえた相談体制のあり方  |      |              | ★課題・準備状況等共有 |      |      |      |              |       |       |      |      | →    |
| 2 東京ルール及び情報共有に関する検討 |      | ★アンケート等<br>→ | ★課題等整理      |      |      |      | ★方向性検討       |       |       |      |      | →    |
| 3 人材育成の連携           |      |              | ★意見交換等      |      |      |      | ★方向性検討       |       |       |      |      | →    |
| 4 特別区児相運営状況         |      |              |             |      |      |      | ★葛飾区児相開設（予定） |       |       |      |      | →    |



『新宿力』で創造する  
やすらぎとにぎわいのまち新宿

令和5年第1回区議会定例会  
新宿区長定例記者会見資料  
令和5年2月13日

新宿区

|     |   |                |        |
|-----|---|----------------|--------|
| 事業名 | 子ども総合センター分室の設置                          | 予算(案)の概要       | 69 ページ |
| 予算額 | 令和5年度予算額<br>(前年度予算額)                    | 1,444千円<br>0千円 | (新規)   |
| 取材先 | 子ども家庭部児童相談・支援担当副参事 高野 (電話 03-5273-4547) |                |        |

東京都と新宿区が同じ職場で働くことで、個々の相談ケースに係る都区間の連絡・調整を迅速化し、児童や家庭をより早く適切な支援につなげるとともに、都の専門職員との協働で、区児童相談所の設置に向けた職員のスキルアップを図ります。

### 東京都児童相談センター

虐待通告ケースの調査、虐待リスクの評価、援助方針の決定  
虐待リスクの高いケースへの専門的支援  
・児童福祉司、児童心理司、医師による専門的支援  
・児童の保護(一時保護) ・児童養護施設等への措置入所  
施設入所児童の家庭復帰

### 子ども総合センター分室

- 【児童虐待対応を迅速化(再発予防・重篤化防止)】  
虐待リスクが低いケースを迅速に区の支援につなぐ(右図)
- 【都区で切れ目のない支援を実現】  
児童が家庭復帰する際など区の支援につなぐ
- 【児童相談所設置に向けて職員がスキルアップ】  
虐待リスクの評価や援助方針決定に関与

都区間調整を担う

### 区立子ども総合センター、 子ども家庭支援センター(区内4所)

地域の資源を活用した継続的支援  
・子どもと家庭の総合相談(家庭訪問、面談) ・子育て支援サービス

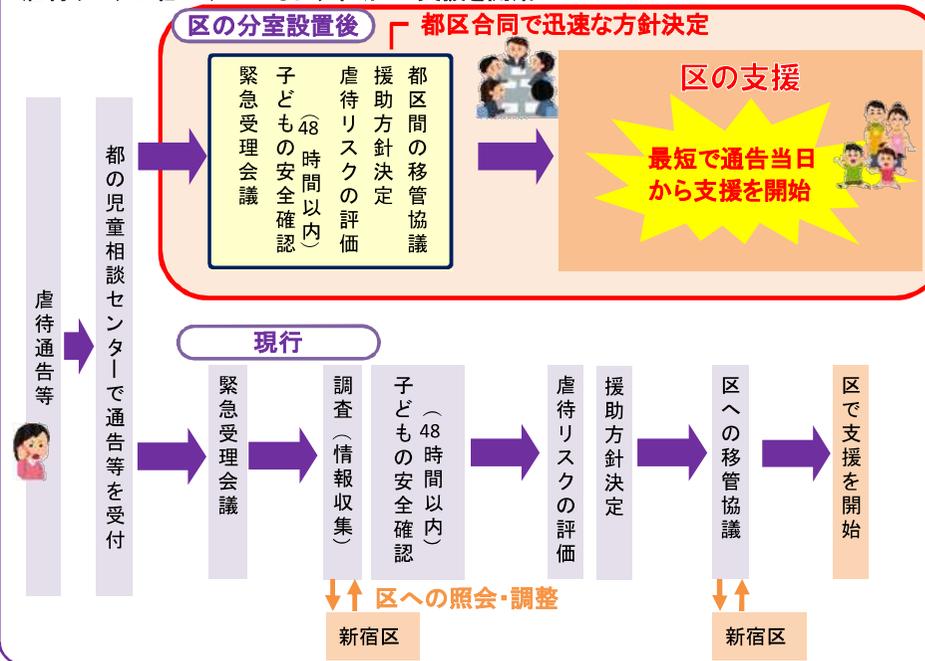


## 子ども総合センター分室 概要

- 【設置時期】 令和5年7月(予定)
- 【設置場所】 東京都児童相談センター(北新宿4-6-1)内
- 【人員体制】 5名(福祉2名、保健師、心理、事務)

## 都の児童相談センターへの通告から区の支援までの流れ

虐待リスクが低いケースもより早く区の支援を開始



## 参考 ●新宿区管内 相談受案件数 東京都児童相談センター統計より

| 年度 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和2   | 令和3   |
|----|------|------|-----|-------|-------|
| 件数 | 643  | 738  | 872 | 1,024 | 1,186 |

(資料)東京都児童相談所「事業概要」2018年版～2022年版  
※4152(よいこに)電話相談件数は除く。

- 児童人口100人当たりの相談受案件数は、児相未設置区内で最多(※)  
新宿区管内 3.6人 (児相未設置区の平均 2.4人) ※令和3年度実績